## 児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)のポイント (平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を策定する。

児童相談所の体制強化						
	2017年度 実績		2022年度 目標		増員数	
児童福祉司	3, 240 人	$\rightarrow$	5, 260 人	+	2, 020 人程度	
児童心理司	1, 360 人	$\rightarrow$	2, 150 人 <sub>※1</sub>	+	790 人程度	
保健師	100 人※3	$\rightarrow$	各児童相談所※2	+	110 人程度	
合計	4, 690 人	$\rightarrow$	7, 620 人	+	2, 930 人程度	
※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで ※3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人						

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
子ども家庭総合支援拠点	106 市町村※ -	→ 全市町村	

要対協調整担当者 988 市町村※ → 全市町村 - -

市町村の体制強化

※2018年2月実績

(注)児童相談所数:212箇所(2018年10月時点) 市町村数:1,741箇所(2018年4月時点)